

質問に対する回答について

工事名）八戸自動車道 沢内橋床版取替工事

質問事項と回答

番号	質問事項	回 答
1	<p>特記仕様書</p> <p>P. 18 18. 工事用プレートに関する事項について</p> <ul style="list-style-type: none"> 特記仕様書に示されております、工事用プレートの交付対象車両を確認しますと、規制関連車両のみとなっております。標準案における、アスファルト混合物、生コンクリート、および廃材処理等の運搬車両が、通用区間を走行する際に要する有料道路料金は、それぞれの単価表に含めて計上すると考えてよろしいでしょうか。交付対象車両以外の運搬車両が、通用区間を走行する際に要する有料道路料金について、ご教示願います。 	<p>交付対象車両以外の有料道路料金については、材料等の運搬車両に関しては、それぞれの材料費の単価項目に計上し、作業員の車両に関しては諸経費に計上することを想定しています。</p> <p>貴社の施工計画に基づき必要な費用を計上してください。</p>
2	<p>特記仕様書</p> <p>P. 26 23-6 塗替塗装 23-6-5 施工(7)廃材処理について</p> <ul style="list-style-type: none"> 特記仕様書に示されております、1種ケレン廃塗膜の数量を確認しますと、約 7.54 t（単位当たり廃塗膜数量 : 24.0kg/m²）となっております。06_02 設計図（長流部橋（上り線））(53/65) 塗替塗装、06_03 設計図（長流部橋（下り線））(53/65) 塗替塗装のそれぞれの面積は、上り線数量 (157.22m²)、下り線数量 (156.26m²) となっておりますので、合計面積 (313.48m²) に単位当たり廃塗膜数量 (24.0kg/m²) を乗じますと、約 7.52 t になると思われます。1種ケレン廃塗膜数量について、ご教示願います。 	<p>1種ケレン廃塗膜の数量については、単価表の項目 No. 16 「塗替塗装 廃塗膜処分（1種ケレン）」に示すとおりです。</p>

3	<p>金抜設計書</p> <p>単価表 項目番号 特- (5) 路面切削工 $t=7.5\text{cm}$について</p> <ul style="list-style-type: none"> 06_06 設計図（浪内橋（上り線））(60/74) 浪内橋（上り線）路面切削工図の数量表合計（964.4m²）が、A1-P1 数量（385.2m²）、P1-A2 数量（578.7m²）の合計（963.9m²）と合致しておりません。路面切削工の数量について、ご教示願います。 	<p>浪打橋（上り線）の路面切削工の数量については、数量明細表（5/7）No. 42「特- (5) 路面切削工 $t=7.5\text{cm}$」に示すとおりです。</p>
4	<p>金抜設計書</p> <p>単価表 項目番号 8- (1) コンクリート P6-5について</p> <ul style="list-style-type: none"> 長流部橋（上り線・下り線）、沢内橋（上り線・下り線）、浪打橋（上り線）の各設計図にあるプレキャストPC床版割付図の材料表（プレキャストPC床版架設工）スタッドジベル用孔埋めコンクリート備考欄に「膨張材入り」の表記が有りますが、特記仕様書では特に表記が有りません。膨張材計上の有無について、ご教示願います。 	<p>設計図面に記載のとおり、コンクリート P6-5については、膨張材入りです。</p>
5	<p>金抜設計書</p> <p>単価表 項目番号 8- (1) コンクリート P6-5について</p> <ul style="list-style-type: none"> 長流部橋（上り線・下り線）、沢内橋（上り線・下り線）、浪打橋（上り線）の各設計図にある間詰部配筋図の数量表コンクリート P6-5備考欄に「膨張材入り」の表記が有りますが、特記仕様書では特に表記が有りません。膨張材計上の有無について、ご教示願います。 	<p>上記の回答のとおりです。</p>
6	<p>金抜設計書</p> <p>単価表 項目番号 8- (3), (4) 鉄筋 A (E), B (E) について</p> <ul style="list-style-type: none"> 市場単価適用の鉄筋工において、$\pm 5\%$樹脂塗装鉄筋の塗装工場からの運搬が別途必要と考えます。塗装工場からの運搬距離について、ご教示願います。 	<p>塗装工場からの運搬距離については、物価資料に記載がある岩手県奥州市の塗装工場からの運搬を想定していますが、貴社の施工計画に基づき必要な費用を計上してください。</p>

7	<p>金抜設計書</p> <p>単価表 項目番号 13- (9) オーバーレイ工 オーバーレイ工 KII (t=4cm) について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特記仕様書 P. 22 23-5-3 材料及び基準(2)高機能舗装Ⅱ型用混合物および橋梁レベリング層用混合物における配合実績に示されております、参考の配合に基づいたそれぞれの混合物の標準締固め後密度 (t /m3) <p>について、ご教示願います。</p>	<p>アスファルト混合物の標準締固め後密度については、貴社又は予定している協力会社の過去の施工実績値又は試験結果より算出願います。</p>
8	<p>床版交換作業時には、工事車輌等の出入りに際し、交通監視員が必要と思われますが、契約後別途協議の上、変更時に精算するものと考えて宜しいでしょうか</p>	<p>交通監視員は、「契約参考図書（率計上項目及び概算数量、図面）」の数量総括表に示すとおり、率計上工事に関する事項であり、受注後に協議を開始します。</p>
9	<p>特記仕様書に記載のある 9-2 対面通行規制（昼夜間連続規制）時には交通監視員が必要と思われますが、契約後別途協議の上、変更時に精算するものとして考えて宜しいでしょうか</p>	<p>上記の回答のとおりです。</p>
10	<p>仮設防護柵工（対面通行時規制）の施工の際にには、交通誘導員が必要と思われますが、契約後別途協議の上、変更時に精算するものと考えて宜しいでしょうか</p>	<p>交通誘導員は、「契約参考図書（率計上項目及び概算数量、図面）」の数量総括表に示すとおり、率計上工事に関する事項であり、受注後に協議を開始します。</p>
11	<p>(様式-提案2) (改善) 技術提案書 (2/2) について</p> <p>この様式では、設計および製作に関しての技術提案を記載することになりますので、「【技術提案1(設計)】 2. 施工方法及び改善効果等」の部分および「【技術提案2(製作)】 2. 施工方法及び改善効果等」の部分を、それぞれ「【技術提案1(設計)】 2. 設計方法及び改善効果等」および「【技術提案2(製作)】 2. 製作方法及び改善効果等」と変更したうえで提出したいと思いますが、宜しいでしょうか。</p>	<p>評価項目や技術提案の内容に応じて、記載内容を適宜変更してください。</p>